

## ■マニュアル

糖尿病性神経障害の評価・診断マニュアルの作成において、著者と糖尿病及び関連疾患に関与する企業との間の経済的関係につき、下記の基準で著者より過去 3 年間（2022 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日）の利益相反状況の申告を得た。

## ■ポスター

糖尿病性神経障害の評価・診断ポスターの作成において、作成者と糖尿病及び関連疾患に関与する企業との間の経済的関係につき、下記の基準で作成者より過去 3 年間（2022 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日）の利益相反状況の申告を得た。

### <利益相反開示項目>

#### A. 申告者の申告事項

1. 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職の有無と報酬額（1 つの企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上）
2. 株の保有と，その株式から得られる利益（1 つの企業の年間の利益が 100 万円以上，あるいは当該株式の 5%以上を保有する場合）
3. 企業や営利を目的とした団体から支払われた特許権使用料（1 つの特許使用料が年間 100 万円以上）
4. 企業や営利を目的とした団体から会議の出席（発表，助言など）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当，講演料など（1 つの企業・団体からの年間の講演料が合計 50 万円以上）
5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料（1 つの企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上）
6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費（1 つの企業・団体から医学系研究（共同研究，受託研究，治験など）に対して申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金の総額が年間 100 万円以上）
7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄附金（1 つの企業・団体から申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金の総額が年間 100 万円以上）
8. 企業などが提供する寄附講座に申告者らが所属している場合
9. 研究とは直接に関係しない旅行，贈答品などの提供（1 つの企業・団体から受けた報酬総額が年間 5 万円以上）

#### B. 申告者の配偶者，一親等内の親族，または収入・財産を共有する者の申告事項

1. 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職の有無と報酬額（1 つの企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上）
2. 株の保有と，その株式から得られる利益（1 つの企業の年間の利益が 100 万円以上，あるいは当該株式の 5%以上を有する場合）
3. 企業や営利を目的とした団体から支払われた特許権使用料（1 つの特許使用料が年間 100 万円以上）

#### C. 申告者の所属する研究機関・部門の長にかかる institutional COI 開示事項

1. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費（1 つの企業・団体からの研究費が年間 1000 万円以上）
2. 企業や営利を目的とした団体が提供する寄附金（1 つの企業・団体からの寄附金が年間 200 万円以上）
3. その他（株式保有，特許使用料，あるいは投資など）

該当する場合は具体的な企業名（団体名）を記載。該当しない場合は「－」を記載する。

法人名は省略。企業名は 2024 年 12 月時点の名称とし、開示期間内に社名変更があった企業は旧社名を括弧内に記載する。

開示期間：2022 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日

[illegible]